

News Release

令和 4 年 4 月 1 日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

日本卸電力取引所の業務規程の変更の認可について 異存ない旨を経済産業大臣に回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた、日本卸電力取引所の業務規程の変更の認可について、異存はない旨回答しましたのでお知らせします。

1. 概要

令和 4 年 4 月 1 日から施行されるインバランス料金制度の改定に伴い、インバランス料金の算定方法が変更され、卸電力取引所の市場価格を基準として計算されていたインバランス料金が、改定後は調整力の kWh 価格を基準として計算されることとなります。

これに伴い、現在、日本卸電力取引所の業務規程において、一般送配電事業託送供給等料金算定規則に基づく調整項(α)を計算して公表することとされておりますが、改定後は調整項(α)の記載が不要となるため、日本卸電力取引所の業務規程を変更する必要が生じました。

本年 3 月 18 日付けで、日本卸電力取引所より経済産業大臣に対し、業務規程の変更認可申請が行われ、同月 29 日付けで経済産業大臣から当委員会へ意見聴取が行われました。

本日、当委員会は、日本卸電力取引所の業務規程の変更の認可について、異存ない旨、経済産業大臣へ回答したことをお知らせいたします。

2. 添付資料

卸電力取引所の業務規程の変更の認可について(回答)

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引制度企画室長 東
担当者:住田、浮ヶ谷
電話:03-3501-1552(直通)